

秋田市告示第308号

令和5年12月21日の「令和5年11月秋田市議会定例会」において議決を
経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和5年12月26日

秋田市長 穂 積 志

令和5年度秋田市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度秋田市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,703,061千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,414,277千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の変更は、「第5表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
12	地方交付税	23,393,217	6,387	23,399,604
	1 地方交付税	23,393,217	6,387	23,399,604
16	国庫支出金	30,228,188	780,259	31,008,447
	1 国庫負担金	20,778,315	242,121	21,020,436
	2 国庫補助金	9,377,068	538,138	9,915,206
17	県支出金	12,904,796	111,470	13,016,266
	2 県補助金	4,382,280	111,470	4,493,750
18	財産収入	188,179	7,241	195,420
	2 財産売払収入	44,189	7,241	51,430
19	寄附金	694,952	1,000	695,952
	1 寄附金	694,952	1,000	695,952
20	繰入金	5,904,952	490,632	6,395,584
	2 基金繰入金	5,644,023	490,632	6,134,655
22	諸収入	8,286,140	1,772	8,287,912
	5 雑入	1,287,809	1,772	1,289,581
23	市債	13,655,400	304,300	13,959,700
	1 市債	13,655,400	304,300	13,959,700
	歳入合計	154,711,216	1,703,061	156,414,277

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	14,003,436	454,908	14,458,344
	1 総務管理費	12,119,012	366,221	12,485,233
	2 徴税費	1,018,207	82,203	1,100,410
	3 戸籍住民基本台帳費	475,767	5,071	480,838
	6 監査委員費	83,798	1,413	85,211
3	民生費	59,044,506	16,946	59,061,452
	1 社会福祉費	28,343,552	16,946	28,360,498
4	衛生費	17,016,294	△13,256	17,003,038
	1 環境衛生費	857,873	28,586	886,459
	2 保健所費	4,818,109	2,831	4,820,940
	3 清掃費	8,831,568	△61,200	8,770,368
	7 母子衛生費	1,070,837	16,527	1,087,364
5	労働費	610,737	3,278	614,015
	1 労働諸費	610,737	3,278	614,015
6	農林水産業費	3,270,496	99,495	3,369,991
	1 農業費	2,357,739	99,495	2,457,234
7	商工費	9,322,678	194,084	9,516,762
	1 商工費	9,322,678	194,084	9,516,762
8	土木費	16,555,103	211,481	16,766,584
	2 道路橋りょう費	3,965,153	169,478	4,134,631
	3 河川費	2,329,597	7,262	2,336,859
	5 都市計画費	4,621,186	30,741	4,651,927
	7 住宅費	935,135	4,000	939,135
9	消防費	4,451,245	21,401	4,472,646
	1 消防費	4,451,245	21,401	4,472,646
10	教育費	13,760,846	323,079	14,083,925

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 教育総務費	1,713,256	67,684	1,780,940
	2 小学校費	4,681,853	115,212	4,797,065
	3 中学校費	1,277,666	71,597	1,349,263
	4 高等学校費	857,791	1,570	859,361
	6 社会教育費	2,578,963	52,241	2,631,204
	7 保健体育費	765,593	13,852	779,445
	8 専修学校費	141,672	923	142,595
11	災害復旧費	2,892,621	391,645	3,284,266
	1 農林水産施設災害復旧費	1,859,627	0	1,859,627
	2 公共土木施設災害復旧費	786,471	372,000	1,158,471
	3 教育施設災害復旧費	244,488	19,645	264,133
	歳 出 合 計	154,711,216	1,703,061	156,414,277

第2表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
4 衛生費	3 清掃費	溶融施設 大規模改 修事業	千円 5,309,900	令和2年度	千円 268,900	千円 5,402,300	令和2年度	千円 268,900
				令和3年度	1,362,250		令和3年度	1,362,250
				令和4年度	1,739,550		令和4年度	1,739,550
				令和5年度	1,939,200		令和5年度	1,842,466
				令和6年度			令和6年度	189,134

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 環境衛生費	向浜地区脱炭素先行地域づくり事業	千円 173,332
	3 清掃費	ごみ収集運営費	8,181
8 土木費	3 河川費	河川環境整備事業	5,000
	5 都市計画費	土地区画整理会計繰出金	331,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	372,000

第4表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
外部監査実施経費	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 6,930
公共施設マネジメントシステム保守管理業務委託経費	令和5年度 ┆ 令和8年度	3,300
公有財産台帳管理システムクラウド利用経費	令和5年度 ┆ 令和7年度	3,056
秋田市ふるさと応援寄附金推進事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	179,645
文化創造館管理運営経費	令和5年度 ┆ 令和6年度	112,760
住民基本台帳ネットワークシステム運用経費	令和5年度 ┆ 令和7年度	13,333
各種証明書コンビニ交付システム更新・運用経費	令和5年度 ┆ 令和11年度	64,196
後期高齢者健康診査事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	143,597
社会福祉関連サービス委託経費等	令和5年度 ┆ 令和6年度	24,727
障がい者福祉関連サービス委託経費等	令和5年度 ┆ 令和6年度	153,184
老人福祉関連サービス委託経費等	令和5年度 ┆ 令和6年度	200
健康管理関連事業委託経費等	令和5年度 ┆ 令和6年度	17,114
母子保健関連事業委託経費等	令和5年度 ┆ 令和6年度	39,160
在宅子育てサポート事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	14,219

事 項	期 間	限 度 額
子ども広場運営事業	令和5年度 ┆ 令和7年度	千円 31,568
道路維持修繕事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	143,049
消融雪施設整備事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	162,000
道路改良事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	91,000
側溝改良事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	76,000
橋りょう修繕事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	140,000
交通安全施設等整備事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	59,521
都市計画道路泉外旭川線整備事業	令和5年度 ┆ 令和12年度	4,130,302
都市公園バリアフリー化事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	11,000
次世代型学校 I C T 運用経費	令和5年度 ┆ 令和9年度	91,948
城東中学校スクールバス車両借上経費	令和5年度 ┆ 令和10年度	126,235
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定文書法制課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	2,307
同 上 (令和5年度設定防災安全対策課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	15,410

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定財産管理活用課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 27,214
同 上 (令和5年度設定工事検査室分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	7,013
同 上 (令和5年度設定企画調整課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	1,254
同 上 (令和5年度設定財政課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	4,000
同 上 (令和5年度設定情報統計課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	151,659
同 上 (令和5年度設定広報広聴課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	154,198
同 上 (令和5年度設定市民税課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	9,178
同 上 (令和5年度設定東京事務所分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	6,024
同 上 (令和5年度設定観光振興課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	302,869
同 上 (令和5年度設定文化振興課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	4,058
同 上 (令和5年度設定スポーツ振興課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	185,910
同 上 (令和5年度設定秋田市民交流プラザ管理室分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	110,637
同 上 (令和5年度設定大森山動物園分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	22,169

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定秋田城跡歴史資料館分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 2,468
同 上 (令和5年度設定千秋美術館分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	76,512
同 上 (令和5年度設定赤れんが郷土館分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	9,052
同 上 (令和5年度設定民俗芸能伝承館分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	5,614
同 上 (令和5年度設定佐竹史料館分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	12,194
同 上 (令和5年度設定生活総務課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	46,523
同 上 (令和5年度設定市民課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	5,254
同 上 (令和5年度設定西部市民サービスセンター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	60,418
同 上 (令和5年度設定北部市民サービスセンター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	124,216
同 上 (令和5年度設定河辺市民サービスセンター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	41,787
同 上 (令和5年度設定雄和市民サービスセンター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	23,937
同 上 (令和5年度設定南部市民サービスセンター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	85,944
同 上 (令和5年度設定東部市民サービスセンター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	65,349

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定中央市民サービスセンター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 77,474
同 上 (令和5年度設定市民相談センター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	2,623
同 上 (令和5年度設定福祉総務課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	107,640
同 上 (令和5年度設定食肉衛生検査所分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	3,065
同 上 (令和5年度設定保健総務課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	39,906
同 上 (令和5年度設定子ども総務課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	343
同 上 (令和5年度設定子ども育成課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	9,453
同 上 (令和5年度設定環境総務課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	2,666,745
同 上 (令和5年度設定産業企画課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	265,643
同 上 (令和5年度設定建設総務課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	216,398
同 上 (令和5年度設定都市総務課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	281,094
同 上 (令和5年度設定会計課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	143
同 上 (令和5年度設定議会事務局分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	3,086

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定農業委員会事務局分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 2,642
同 上 (令和5年度設定教育委員会総務課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	205,154
同 上 (令和5年度設定学事課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	64,543
同 上 (令和5年度設定教育研究所分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	4,467
同 上 (令和5年度設定生涯学習室分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	4,205
同 上 (令和5年度設定太平山自然学習センター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	37,446
同 上 (令和5年度設定自然科学学習館分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	102
同 上 (令和5年度設定中央図書館明德館分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	35,907
同 上 (令和5年度設定秋田商業高等学校分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	6,558
同 上 (令和5年度設定御所野学院高等学校分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	2,302
同 上 (令和5年度設定秋田公立美術大学附属高等学院分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	412
同 上 (令和5年度設定消防本部総務課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	10,689

(変 更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
農業経営等復旧・再開支援対策事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 32,599	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 34,313

第5表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
総務費	千円 619,800	千円 25,700	千円 645,500			
清掃費	1,715,500	△ 112,600	1,602,900			
道路橋りょう費	3,293,800	31,800	3,325,600			
社会教育費	683,300	5,500	688,800			
農林水産施設 災害復旧費	224,100	120,300	344,400			
公共土木施設 災害復旧費	7,000	228,400	235,400			
教育施設災害復旧費	33,000	4,400	37,400			
歳入欠かん等債	232,300	800	233,100			
計	13,655,400	304,300	13,959,700			

令和5年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）

令和5年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	千円 662,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	令和5年度 ） 令和6年度	千円 13,324

令和5年度秋田市市営墓地会計補正予算（第2号）

令和5年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	令和5年度 ） 令和6年度	千円 12,220

令和5年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第2号）

令和5年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	令和5年度 ） 令和6年度	千円 98,085

令和5年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）

令和5年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,297千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ510,837千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 377,567	千円 26,297	千円 403,864
	1 一般会計繰入金	377,567	26,297	403,864
歳入合計		484,540	26,297	510,837

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 464,228	千円 26,297	千円 490,525
	1 総務管理費	464,228	26,297	490,525
歳 出 合 計		484,540	26,297	510,837

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	令和5年度 ） 令和6年度	千円 37,513

令和5年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）

令和5年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	令和5年度 ） 令和6年度	千円 11,852

令和5年度秋田市学校給食費会計補正予算（第2号）

令和5年度秋田市の学校給食費会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
学校給食物資安定供給業務委託経費 (令和5年度設定)	令和5年度 ） 令和7年度	千円 235,348

令和5年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

令和5年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,234千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,654,474千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		千円 23,420,544	千円 20,183	千円 23,440,727
	1 県補助金	23,420,543	20,183	23,440,726
7 繰越金		1	14,051	14,052
	1 繰越金	1	14,051	14,052
歳 入 合 計		30,620,240	34,234	30,654,474

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 200,471	千円 20,183	千円 220,654
	2 徴税費	81,117	20,183	101,300
8 諸支出金		18,230	14,051	32,281
	1 償還金及び還付加算金	18,229	14,051	32,280
歳 出 合 計		30,620,240	34,234	30,654,474

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	令和5年度 ） 令和6年度	千円 380,831

令和5年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）

令和5年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,948千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,356,425千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	7,533,806	3,973	7,537,779
	2 国庫補助金	2,164,625	3,973	2,168,598
7	繰入金	4,756,340	3,975	4,760,315
	1 一般会計繰入金	4,756,339	3,975	4,760,314
	歳入合計	31,348,477	7,948	31,356,425

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 329,370	千円 7,948	千円 337,318
	1 総務管理費	329,370	7,948	337,318
歳 出 合 計		31,348,477	7,948	31,356,425

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険関連サービス委託経費等	令和5年度 ） 令和6年度	千円 96,942
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定福祉総務課分)	令和5年度 ） 令和6年度	3,148

令和5年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

令和5年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	令和5年度 ） 令和6年度	千円 127

令和5年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度秋田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和5年度秋田市水道事業会計予算第6条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	令和5年度から6年度まで	469,003千円
水道施設切廻等 業務委託経費	令和5年度から6年度まで	135,500千円
鉛製給水管取出部 解消業務委託経費	令和5年度から6年度まで	55,000千円
配水管整備事業	令和5年度から6年度まで	855,000千円
配水幹線整備事業	令和5年度から6年度まで	66,100千円
仁井田浄水場 等整備事業	令和5年度から6年度まで	177,980千円

令和5年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和5年度秋田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「4,091,290千円」を「4,151,290千円」に、減債積立金「506,752千円」を「624,300千円」に、過年度分損益勘定留保資金「2,043,851千円」を「2,233,001千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,440,359千円」を「1,193,661千円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 資本的支出	10,634,284千円	60,000千円	10,694,284千円
第1項 建設改良費	5,360,339千円	60,000千円	5,420,339千円

（継 続 費）

第3条 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

（変 更 前）

款 項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額	
1 資本的 支 出	1 建 設 改 良 費	土崎污水中継 ポンプ場 沈砂池設備 更新事業	364,800千円	令和5年度	63,800千円
				令和6年度	301,000千円
1 資本的 支 出	1 建 設 改 良 費	古川雨水排水 ポンプ場 整備事業	7,890,000千円	令和5年度	301,000千円
				令和6年度	3,624,000千円
				令和7年度	3,965,000千円

(変更後)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	土崎污水中継ポンプ場沈砂池設備更新事業	440,000千円	令和5年度	63,800千円
				令和6年度	376,200千円
1 資本的支出	1 建設改良費	古川雨水排水ポンプ場整備事業	9,200,000千円	令和5年度	301,000千円
				令和6年度	4,106,000千円
				令和7年度	4,793,000千円

(債務負担行為)

第4条 予算第6条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事項	期間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等	令和5年度から6年度まで	64,773千円
内水浸水想定区域図作成業務委託経費	令和5年度から6年度まで	110,000千円
管渠建設事業	令和5年度から6年度まで	971,000千円

(利益剰余金の処分)

第5条 予算第12条中当年度未処分利益剰余金「74,380千円」を「21,198千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 減債積立金	74,380千円	△53,182千円	21,198千円

令和5年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和5年度秋田市農業集落排水事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	令和5年度から6年度まで	21,393千円